

平成 2 1 年 度  
都市・地域整備局関係事業における再評価について

目 次

1. 都市・地域整備局関係事業における再評価について . . . . . 1
2. 都市公園事業 . . . . . 2

【問い合わせ先】

国土交通省都市・地域整備局  
公園緑地・景観課

TEL (03) 5253-8111

(内線32942, 32954)

平成 2 1 年 1 2 月

## 都市・地域整備局

### 都市・地域整備局関係事業における再評価について

1. 平成20年度に総務省において、政策評価の一層の質の向上とそれを通じた評価の実効性の確保を目的として政策評価の点検が実施された結果、名護浦公園整備事業等について、費用対効果分析の算定にあたって適用すべきマニュアルの妥当性に疑義がある等の指摘を受けたところである。今般、名護浦公園整備事業について、名護市が、事業の進捗状況や事業を巡る社会経済情勢等の変化等の評価指標に基づき、事業を継続するかどうかの再度再評価を実施したところであり、その結果を公表するものである。
2. 再評価結果については、「継続」という判断となっている。

# 都市公園事業の再評価について

## 1. 再評価の概要

### 1) 対象事業

- ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業（用地買収手続きにおいては、用地買収の契約が1件も成立していない事業）
- ②事業採択後10年間を経過した時点で一部供用を含めて継続中の箇所
- ③事業採択後5年間を経過した時点で継続中の箇所で、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等から再評価が必要であると判断された箇所（ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であっても、大幅に事業実施が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。）
- ④再評価実施後一定期間が経過している箇所（直轄事業：10年、独立行政法人等施行事業：5年間、補助事業等：5年間）
- ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた箇所

→ 名護浦公園については、上記の④に該当

### 2) 評価指標

地方公共団体等が次の評価指標を総合的に判定して対応方針を決定

#### ①事業の必要性等に関する指標

##### a. 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・利用圏域内の市街化の状況、人口の推移等、社会経済情勢の特段の変化
- ・公園計画区域及び周辺の自然的環境等の特段の変化
- ・上位計画の変更
- ・周辺の類似施設の整備状況
- ・関連する他事業の進捗状況等

##### b. 事業の投資効果に関する指標

- ・費用対効果分析

##### c. 事業の進捗状況に関する指標

- ・執行額（進捗率）
- ・事業の現況及びその経緯
- ・供用面積及びその推移（未供用の場合は、その理由）

#### ②事業の進捗の見込みに関する検討

- ・事業の進捗のめど、進捗の見通し等

#### ③コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト縮減の可能性
- ・代替案立案の可能性

## 2. その他

実施主体から提出された再評価に係る資料については、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課で閲覧を行う。

年度途中に実施した再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【都市公園事業】

(補助事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
名護浦公園 沖縄県名護市	その他	144	517	【内訳】 利用価値 : 517億円 【主な根拠】 誘致距離 : 10km 誘致圏人口 : 8万人	321	1.6	・「第4次名護市総合計画」において、快適な居住環境の整備として、競技スポーツの振興及び市民の生涯スポーツ・健康増進・レクリエーションの充実に資する公園として位置づけられており、公園整備を推進する必要がある。  ・市街地に隣接し、市民のスポーツ・レクリエーション活動を通し、健全な心身を育む場として整備を行ってきた総合公園である。  ・残事業については、計画的な整備に努め、早期事業完了を目指す。	継続	沖縄総合事務局 建設産業・地方 整備課 (課長 竹富信也)	

# 平成21年度都市公園事業継続箇所 再評価結果

## 【継続箇所】

対象要件：再評価実施後一定期間が経過

公園名	名護浦公園	種別	総合公園	事業主体	沖縄県名護市
所在地	沖縄県名護市	事業面積	26.0ha	採択年度	昭和51年度
都市計画決定年度	昭和38年	都市計画変更年度	平成7年度		
事業概要	<p>当該公園は名護湾に面し、嘉津宇岳・名護岳・恩納岳が一望できる市街地南に位置しており、昭和49年の埋立に伴い、埋立地の一部を市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的に、各種スポーツ施設、芝生広場等を整備し、市民のスポーツ・レクリエーション及び憩いの場を創造するために整備を行う総合公園である。</p>				
全体事業費	144億円	投資事業費	103億円	進捗率	71%
用地確保面積	20.4ha	既供用区域	19.9ha	供用開始年度	昭和52年度
B/C	1.6	便益(B)	51,692百万円	費用(C)	32,103百万円

## 事業進捗状況

野球場、サッカー・ラグビー場、ゲートボール場、テニスコート等々主要施設の整備が概ね完了したところである。

平成20年度末の供用開始面積が約19.9haで、全体26.0haの約77%となっている。

## 事業の必要性・社会経済情勢の変化

- ① 事業の必要性：「第4次名護市総合計画」において、快適な居住環境の整備として、競技スポーツの振興及び市民の生涯スポーツ・健康増進・レクリエーションの充実に資する公園として位置づけられており、公園整備を推進する必要性がある。
- ② 利用圏域内の社会経済情勢、上位計画等について、特に変化はない。

## 今後の見通し

優先的に西ゾーンから用地買収及び物件補償を行っていき早期の施設整備を目指す。併せて、北・東ゾーンの整備を進めていく。

対応方針 継続

## 公園平面図

